

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に關する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	<input type="radio"/> :目標管理の導入等 <input checked="" type="radio"/> :勤務成績を給与等に反映	目標管理の導入等:時期未定 勤務成績を給与等に反映:平成15年10月1日	目標管理の導入については、所管府省等の実施状況を参考にしながら、実施を検討。
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。		<input checked="" type="radio"/>	平成15年10月1日 公表方法:HP 公表事項:就業規則(勤務時間、休憩時間、時間外勤務、休暇等について規定)
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。		<input checked="" type="radio"/>	平成15年10月1日 北方領土問題に関する啓発施設に意見箱を設置し、施設への要望や北方領土問題に対する意見募集を実施するとともに、交流事業等の実施の際にアンケートを行い、参加者の意見・要望等を事業運営の改善に繋げている。
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、 監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。	<input type="radio"/> 監事 評価委員会の委員		独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに關し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
- (2) 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。			国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。	◎	17年度より公表済み http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/koukai/index3.html	
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。	◎	平成20年3月	各法人のウェブサイト上の情報公開ページへのリンク集をe-govに掲載。
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。			該当なし
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事及び会計監査人による監査 評価委員会における事後評価	◎ ・監事監査：平成21年5月、6月 ・会計監査人監査：平成21年6月	(監事監査) ・監事監査において、厳正なチェックを実施。 (会計監査人監査) ・財務諸表監査の枠内で、厳正なチェックを実施。 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
- (3) 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	◎	平成15年10月1日	
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	◎	平成15年10月1日	
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	◎	平成20年1月29日	

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
イ	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。			現在、非常勤監事 2名。 当法人は規模が小さい(職員数18名)ことから、マネジメントの肥大化につながる常勤化については引き続き配慮、検討が必要。
ウ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
エ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。			再掲につき回答不要。
オ	また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	◎	平成15年10月1日	会計担当及び管理グループの職員が、監事監査及び監査法人監査の際に適切に対応している。
カ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	◎	従前から監事連絡会により実施	
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。			政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。			再掲につき回答不要。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。			再掲につき回答不要。
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ			その他特記事項
		達成度	実施時期		
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	◎	平成20年4月1日	一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額の前中期目標の最終年度(平成20年度)に対して7%の削減、及び、業務経費の(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)の前年度比1%の経費の効率化という目標を設定している。 また、全国における各種大会や講演会、研修会、署名活動等が多くの都道府県で適切になされるよう働きかけ、これら活動の水準を100回以上の水準を維持するという数値目標を定めている。	
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。				
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。			政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)	
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。		総務省にて検討。		
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。			政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)	
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	◎	平成15年10月1日	役職員の給与については、勤務実績に応じて期末特別手当の増減や査定昇給、勤勉手当の増減を実施しており、また役員の退職手当については、年度評価が勘案されその額が決定されており、評価結果が反映される仕組みとなっている。	
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、			独法通則法改正法により対応。	
	各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。			独法通則法改正法により対応。	

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に關する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。			北方領土問題等についての国民世論の啓発は、当協会の目的のひとつであり、情報開示による国民のより一層の理解の重要性について、協会内における定例会議等において職員の意識徹底を図っている。
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、			行革事務局、総務省にて対応予定。(各省庁は回答不要)
ウ	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	◎	平成20年3月31日	総務省による様式に関する指示(平成20年3月14日)に基づき、情報開示を充実。当協会HPを訪問し易くなるよう、北方領土返還運動を実施している団体等が開設している関連HPと相互リンクを実施。
エ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。			総務省にて対応。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、			事務・事業の見直しを行い、北方領土問題等に関する調査研究について、これまで恒常的に開催した北方領土問題研究会を廃止、毎年開催してきた国際シンポジウムは、必要に応じて開催。 随意契約の見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等によることとした。
	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げるこことを目指す。			平成19年度実績 0円 平成20年度実績 0円 平成21年度見込 0円

【横断的事項のうち実物資産関係】

府省	法人名	施設名等	整理合理化計画	平成19年度 簿価 (百万円)	平成20年度 簿価 (百万円)	進捗状況	実施時期	フォロー・アップの実施		処分方法	処分期	売却額 (百万円)	国庫納付額 (百万円)	その他の特記事項	処分等 検討資産						
								フォロー・アップの結論													
								処分の可否	理由												
内閣府	国民生活センター	東京事務所	実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方にについて検討する。	2,497	3,200	△	平成25年以降	△	「国有財産の有効活用に関する検討・フォロー・アップ」有識者会議報告書(平成20年8月12日)において、東京事務所と合算となっている品川税務署の敷地の処分が盛り込まれた。また、消費者行政の重要性を踏まえると、消費者行政の強化につながる移転先の確保を検討する必要がある。これに伴い、東京事務所についても品川税務署の移転に併せ、東京事務所に求められる機能が十分に発揮できる移転先の確保を図ることとしている。	未定(現物納付又は売却)	平成25年度以降	未定	未定	簿価は、土地、建物、立木竹、構築物、機械及び装置の合計額である。	○						
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	シーサイドハウス	有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。	832	940	○	平成20年3月	×	シーサイドハウスは機構の本部及び研究施設、セミナー室等として常時利用されており、当機構の基盤となるアカデミックな施設であることから処分することは不適当である。					有効活用の方法については引き続き検討を行う。							

*処分等検討資産とは、平成21年2月24日付事務連絡「独立行政法人整理合理化計画において処分等について検討することとされた資産について」に該当する資産

【横断的事項のうち金融資産関係】

府省名	法人名	勘定名	現・預金及び有価証券 〔流動資産〕 (億円)	預金及び投 資有価証券 〔長期資産〕 (億円)	現・預金及 び 有価証券等 (億円)	保有理由	保有理由ご との資金額 に係る国庫 返納の可否 及びその理 由	国庫返納の 実施(予定)時 期	既に処分した 実物資産 (資産名)	簿 価 (億円)	処分額 (億円)	処分収入の使 途	備考	
内閣府	国民生活センター	一般勘定	111.2	2.4	113.5	②	113.4 不可(未払 金等の債務 に充当する ため及び今 後3年程度 の地方消費 者行政活性 化事業支援 に係る経費 に充当する ため) (113.4)	-	-	-	-	-	-	-
	北方領土問題対 策協会	貸付業務勘定	14	-	14	① ② ④ ⑦	0.2 <預り施設 費> (0.2) 3不可(貸付 の原資とな るため) 0.6不可(未 払金や退職引 当金である ため) 10不可(長期 借入金の担 保に供して いるため) 0.4<預り補助 金> 可(0.4億円)	平成21年4月 平成21年8月 平成21年7月	-	-	-	-	-	-
沖縄科学技術研 究基盤整備機構	一般勘定		14.4	-	14.4	⑦	3.5 可(3.5) 10.9不可(10.9、 未払金等の 債務に充當 するため)							